

第5次川島町総合振興計画の一部改訂について

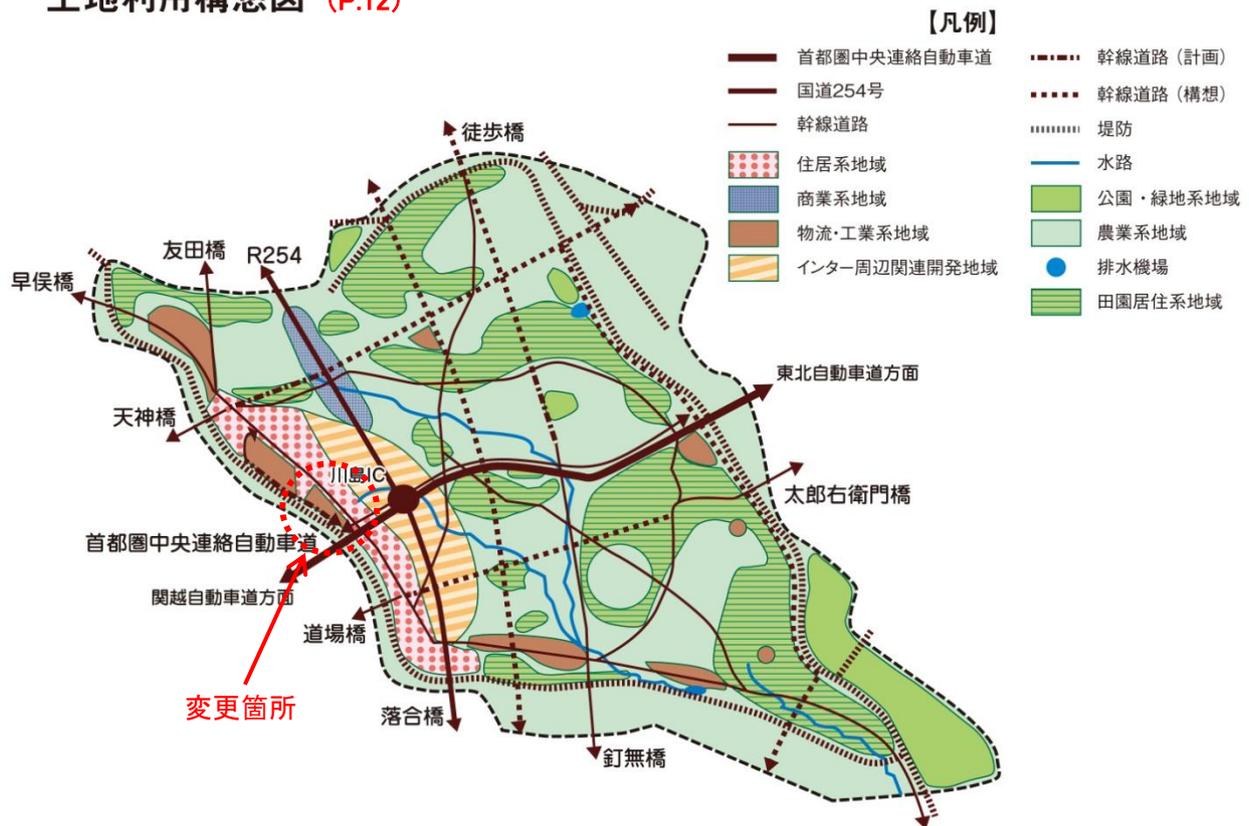
1. 土地利用構想図の一部改訂について

本町では、平成20年に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通に伴い、川島インターチェンジを拠点とした郊外型大型商業施設や川島インター産業団地の整備、インターチェンジへのアクセス道路など、まちに新たな玄関口ができたことにより、大きな活力を生み出しています。

今後も、田園都市として産業と自然環境が調和したまちづくりを目指し、誰もが安心して住み続けたいと思えるまちづくりを進めるため、インターチェンジ周辺地域の高いポテンシャルを活かした施策を展開し、インターチェンジへのアクセス道路となる町道3052号線、八幡工業団地から、町道3506号線（圏央道側道）に接続する道路整備計画を推進しています。

これらの状況を踏まえ、第5次川島町総合振興計画の土地利用構想及び基本計画に基づいたうえで、沿線地域の利便性向上による無秩序な開発を未然に防ぐためにも、以下のとおり土地利用構想図の一部を改訂するものです。

土地利用構想図 (P.12)



住居系地域に位置付けられている上伊草地区の一部を物流・工業系地域に変更し、インターチェンジに近い絶好の場所に将来新たな拠点を形成することにより、無秩序な開発を未然に防ぎながら、地域の活性化、新規雇用の創出、税収の確保など、計画的な土地利用を推進します。

2. 「庁舎の建設位置」を追加することについて

昨年11月6日に「川島町新庁舎建設基本計画」が町に報告され、町では住民への周知とその意見の聴取などとともに、基本計画を慎重に検討した結果、「基本計画に沿って新庁舎建設を進める」ことが適切であるとの結論に至り、1月30日に開催した町臨時議会においても、その旨を説明するとともに設計者選定に係る補正予算が議会議員全員の賛成により可決されたところであり、全町的な周知と意思の統一は図られたものと考えられるところです。

つきましては、現在の総合振興計画（P.139）においては明記されていない「庁舎建設位置」を改めて「コミュニティセンター周辺」と記載することにより、新庁舎建設位置の位置付けを明確にするとともに、全町を挙げて建設を進める意思表示とするものです。

下線の部分が変更を示します

改正	現行
<p>前期基本計画 第7章 町民に開かれた計画的なまちづくり 第2節 行政運営の推進 4 庁舎管理の充実 (1)～(3) 略 (4) 庁舎建設整備の推進</p> <p>現在の庁舎は、耐震基準を満たしていないため、大震災が発生した場合、倒壊の危険性が高く、防災拠点としての役割を担うことが困難です。このため、防災機能、来庁者の利便性、多目的利用などを考慮した庁舎を<u>コミュニティセンター周辺に建設することとし、計画の推進並びに整備を図ります。</u></p>	<p>前期基本計画 第7章 町民に開かれた計画的なまちづくり 第2節 行政運営の推進 4 庁舎管理の充実 (1)～(3) 略 (4) 庁舎建設整備の推進</p> <p>現在の庁舎は、耐震基準を満たしていないため、大震災が発生した場合、倒壊の危険性が高く、防災拠点としての役割を担うことが困難です。このため、防災機能、来庁者の利便性、多目的利用などを考慮した庁舎の<u>建設計画の策定並びに整備を進めます。</u></p>